

SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

考「売掛債権担保融資」 (新しい資金調達への道則)

もう1年以上前のことになる。ある会社が仕入資金不足に悩んでいた。銀行が無担保融資するほど財務内容が良いわけではなく、といて所有不動産は値下がり担保割れの状態にある。保証協会はと云えば、もう手一杯でこれ以上協使えない。いわば「ないない尽くし」の状況で銀行からの借入は難しかった。

こうした状態を脱する一つの方法は、今では珍しくもなくなったり・スケジュール(過重な約定返済額を返済能力に見合った額まで減らして資金繰りを改善する手法)である。返済が軽減される分、新たに資金調達したと同じことになるので効果は大きい。ただ、取引銀行は嫌がるし時間もかかる。そこで私は「売掛金を資金化できないか」と考えた。その会社は常時、数千万円の売掛金を保有していたので、その30%でも資金化出来れば資金効果は大きいと考えたのである。

そう考えた背景には、平成10年秋に「債権譲渡特例法」が施行されたことがある。同法により、販売先(売掛金支払義務者)に知らせずに多数の売掛金を一括して担保として差入れる道が開けたと聞いていたのだ。調べた結果、債権譲渡登記制度(現在は東京法務局中野分室だけ受付)に基き債権譲渡登記を行えば、法人が持つ現在及び将来発生する売掛債権が担保として機能することが分った。この制度の概要を書き記し、取引銀行に売掛金担保での金融支援を依頼した。

しかし、結果ははかばかしくなかった。本部にも問い合わせたようだったが、売掛金担保融資は1件の前例もなく「良く解らないものはやりたくない」といった感じがありありだった。まあある程度予想していたとはいえ「相変わらずだな」と思わざるを得なかった。

それから半年ほど経った昨年暮れ、政府が突然(と私には思われた)「売掛債権担保融資保証制度」を立ち上げた。この制度は、前述の債権譲渡特例法なども活用し、企業の持つ売掛債権を担保とすることによって中小企業の資金調達を円滑にしようというものだった。

制度の概要は、保証協会が90%保証、保証限度額1億円、担保は売掛債権(物的担保や

第三者保証は不要)、担保評価は売掛債権の50%~90%、返済は担保売掛金の入金、というものである。私は「制度や良し、しかし普及は難しいのでは」と思った。今の金融風土がそんなに簡単には変わらないと思ったのである。

実際、東京法務局中野分室に債権譲渡の登記を行った会社は「売掛金を担保に入れた会社」としてマークされ、その結果信用不安を呼び起こす恐れがあると聞いていた。仕入先等が「売掛金まで担保に入れているのか」と見るのである。

仕入先にしてみれば、仕入代金決済の重要な原資である売掛金が銀行の担保に入ってしまうと、「我が社への支払いは大丈夫か」と考えるのは自然なことだ。それでなくとも与信管理が強化される経済環境にある。「売掛金まで担保に入れなくては資金が回らない会社」、日本の金融風土ではそう評価される恐れが強いのだ。

実際、この制度の利用は遅々として進んでいない。利用額は微々たる模様だ。そこで経済産業省は6月に本制度「ユーザーマニュアル」や「活用事例集」を作成し、先月からこの「馴染みのない制度」の普及啓発活動に取りかかっている。各地の商工団体、保証協会、金融機関などに働きかけ、制度への理解を深めるとともに利用者増強運動を開始した。しかし、果して経済産業省の思惑通り中小企業の利用増加は進むだろうか。

私も基本的にはこの制度の普及を期待する者の一人だ。経済産業省の資料によると、中小企業の売掛金・受取手形は87兆円ある。これを資金化し流動化させてゆくことは、不動産担保への依存度が極めて高い我が国の金融システムを大きく変えてゆくことになる。そして、この制度利用によって短期借入金依存が減れば、短期借入金を持つ「期限の圧力」を軽減することになる。

ただ懸念するのは、金融機関が自らの貸出債権の保全強化を目的として本制度を利用する怖れがありはしないかということだ。債務者区分の低い先から貸出金を回収する手段として使える - 金融機関がそう考えても不思議ではない。

本当を云えば、既存の金融機関の外から「売掛金資金化システム」が登場するのがベストだと思う。それが金融システム変革の起爆剤になると考えるのだが、.....。